

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題 1. 技術の該非判定は、①外為令別表、②貨物等省令、③役務通達用語の解釈を確認しながら行う必要がある。

問題 2. 輸出令別表第 1 の 15 の項で規制されている貨物の英訳をする場合は、ワッセナー・アレンジメントのサイトが参考になる。

問題 3. 本邦にある大学 X の大学院生である日本人 A は、中国にある法人 Y と雇用契約を締結し、日本国内の量子暗号技術の情報収集に努めている。この場合、日本人 A は、日本人なので特定類型①に該当しない。

問題 4. 外為法第 48 条第 1 項中の政令は、外国為替令で、外為法第 25 条第 1 項中の政令は、輸出貿易管理令のことである。

問題 5. 来日から 1 年を経過した韓国人留学生 X は、ゲーム制作の才能があることから、米国にあるメーカー Y から、留学費用の全額の提供を受けている。この場合、韓国人留学生 X は、特定類型②に該当する。

問題 6. 輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物という意味である。

問題 7. 韓国にあるメーカー X は、来月、本邦で行われる国際展示会に輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 2 に該当する貯蔵容器 (2 セット) を出品し、国際展示会終了後、韓国にある自社に返送する予定である。この場合、メーカー X は、韓国に返送する際、輸出許可が必要である。

問題 8. 本邦にあるメーカー X の甲技術部長は、自己使用目的で、外為令別表の 6 の項に該当する開発中の設計図面 (5 枚) を出張先のニューヨークに持ち出し、設計図面の最終チェックをする予定である。この場合、メーカー X は、役務取引許可は不要である。

- 問題 9. 本邦にあるメーカー X は、シンガポールにあるメーカー Y にビール製造用として輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 2 に該当する発酵槽を輸出する予定である。当該発酵槽が、ビール製造用ということが契約書等で明らかであれば、安全保障上の問題は無いので、メーカー X は、輸出許可不要である。
- 問題 10. 本邦にあるメーカー X の営業部長は、取締役数名から、あらゆる手段を使って営業予算を達成しろと厳命されたので、やむなく輸出令別表第 1 の 6 の項 (2) に該当する工作機械 (価格 5, 000 万円) をリスト規制非該当と偽り、無許可で中国にあるメーカー Y に輸出した。メーカー X が外為法 72 条第 1 項第二号により、罰金刑が科される場合、7 億円以下となる。下線部分は正しい。
- 問題 11. 本邦にあるメーカー X は、英国にあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 6 の項 (1) に該当する軸受 (総価額 300 万円) の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車の製造に使用すると連絡があった。メーカー X が、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、当該軸受を輸出する場合、経済産業大臣への「届出」が必要である。下線部分は正しい。
- 問題 12. 本邦にあるメーカー X は、自社の株主に工場見学を実施している。工場見学のルートには、外為令別表の 7 の項に該当する製造技術があるが、株主であって、事前にインターネットで申し込みをすれば、見学できることになっている。メーカー X では、来月、非居住者の外国人株主 10 名の工場見学を受け入れる予定であるが、この場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 13. 本邦にある貿易会社 X は、台湾にあるメーカー Y から輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する工作機械 2 台を購入し、ハンガリーにあるメーカー Z に販売する予定である。なお、当該貨物は、メーカー Y からメーカー Z に直接輸出される。貿易会社 X は、メーカー Z の担当者から通常兵器である射程距離 10 キロの短距離ミサイルの製造をすると連絡を受けていた場合は、仲介貿易取引許可の申請をする必要がある。
- 問題 14. ある輸出に対して特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可が失効した場合であっても、あらたに個別輸出許可を申請し、個別輸出許可を受ければ、輸出することができる。

問題 15. 1つの契約でリスト規制該当貨物を何回かに分割して輸出する場合、その都度輸出許可を取らなければならない。

問題 16. 外為法等遵守事項では、通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告することとされている。

問題 17. 本邦にある貿易会社Xの甲営業課長は、貯蔵容器 α が輸出令別表第1の3の項(2)2に該当することを知らなかったので、輸出許可なく、タイにあるメーカーYに輸出した。この場合、貿易会社Xは、外為法違反に問われることはない。

問題 18. 本邦にあるメーカーが、英国で工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引をする際に、外為令別表の2の項に該当する技術が含まれていたとしても、役務取引許可は不要である。

問題 19. 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の9の項に該当する暗号プログラム α を英国にある子会社Yに来週、USBメモリに入れて郵送する予定である。暗号プログラム α の総価額が20万円であれば、少額特例が適用できるので、メーカーXは、役務取引許可は不要である。

問題 20. 本邦にある貿易会社Xは、欧米を中心に毎日輸出を行っているが、扱っている貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する貨物なので、外為法第55条の10第1項の輸出等を「業として行う者」にはあたらない。

問題 21. 役務通達によれば、「検査」は、「製造」にあたる。

問題 22. 本邦にあるメーカーXは、自社のイントラネット（組織内におけるプライベートネットワークのこと）を来月から海外子会社に開放する予定である。イントラネット内には、自社で開発した外為令別表の9の項に該当する製造技術が多数あるが、イントラネット用のサーバー自体は、日本国内に設置されているので、メーカーXが、海外子会社にイントラネットを開放する場合、役務取引許可は不要である。

問題 23. 外為法等遵守事項では、親会社は子会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことを求めているが、関連会社に対しては求めている。

問題 2 4. キャッチオール規制に関する輸出許可申請は、輸出者の近くにある経済産業局（通商事務所又は沖縄総合事務局を含む。）に行うこととされている。

問題 2 5. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する軍用センサー α を米国にあるメーカー Y より購入し、英国にあるメーカー Z に売るが、軍用センサー α は、メーカー Y からメーカー Z に直接輸出される場合、仲介貿易取引許可が必要である。

2022年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第59回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
輸出令別表第3の地域（グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までの項に該当する貨物（技術）をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物